

事例 1

①都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

「子ども中心」を理念の軸とした統合的な推進計画の策定（岡山県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（岡山県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：289,116人※1
- 代替養育が必要な子ども数：496人※2
- 児童相談所数：3か所（中央児童相談所、倉敷児童相談所、津山児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：615件※3

計画策定プロセス

- 「岡山県家庭的養護推進計画（平成27年度～令和11年度）」を全面的に見直し、令和2年3月に岡山市と共同で策定。
- 平成30年、岡山県社会的養育推進計画策定検討会のもとに児童養護施設等実務者、里親・ファミリーホーム実務者、市町村における子ども家庭支援体制構築実務者、児童相談所等実務者による各ワーキンググループを立ち上げ、議論を行った。
- 県では、岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会から委託を受けた弁護士が一時保護所の子どもの意見を聴く取組を実施している。その一環として、児童養護施設の子どもやケアラー、里子等にも推進計画についてヒアリングを行い、意見を反映した。

背景

死亡事例検証及び県における社会的養護等の実践活動の歴史

- 平成19年に発生した死亡事例検証において、「児童相談所は、どのようにすれば、子どもにとってよりよい結果をもたらすことができるのか」という視点について議論が行われた。当該事例では、子どもに関する記録は判定結果や安全確認の結果等のみと少なく、親に関する記録が大半を占めていた。こうした経緯から、子どもを中心においた支援（「子ども中心」の支援）の実践活動を展開していくべきであるとの方針を採ることになった。今回の推進計画策定はこの死亡事例検証以降に取組んできたことの延長線上に位置づけられている。
- 上記事例の対策は、英国の取組を参考に子ども中心の取組を展開していたが、児童相談所や市町村から理解が得られにくかった。そこで県の社会的養護の歴史を振り返り、明治時代に岡山孤児院を創設した石井十次の実践活動や戦後の児童相談所職員の実践活動の中で、歴史的に児童中心主義の素地があったことが判明した。児童相談所の職員には、そうした歴史的な背景やつながりも踏まえて支援の実践活動を展開していることを認識してもらいたいと考えている。

施策

「子ども中心」を理念とした推進計画の策定

- 推進計画では理念とエビデンスの双方を重視している。理念は「子どもを中心においた支援（「子ども中心」の支援）」。子どもの権利をどう実現していくのかということの意味している。
- 具体的には、「子どもの保護される権利（安全確保）」と、「子どもの意見を聴かれる権利」つまり「子どもの参加する権利」は、同時に実現されなければならないと考えており、計画策定においても大事にしたところである。
- これまでも、県が作成したニーズアセスメントツールを活用して、子どもや親の参加による相談支援に取り組んできた。推進計画策定のタイミングで、「意見を聴かれる子どもの権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築を通じて、子どもの権利の実現を目指して、今後10年を見据えて取組まなければならないと考えている。
- 科学的なエビデンスをきちんと取ることも大切にしており、計画内のデータは統計学の専門家に相談しながら各種推計値の算出を行った。こうした理念とエビデンスの双方をつなげるのが現場の実践活動であると認識している。
- 施策担当部署と現場が一体感を持ちながら実践活動を展開していくことが大切であり、子どもの参画が実現されることでそれがより高まると考えている。



課題・今後の取組方針

- 実際に計画を推進していくと、計画の内容とこれまでの取組を接続する必要も出てきた。これに関しては、一時保護所における子どもの意見聴取の取組を事業化すること、意識的に里親委託を推進すること等、施策担当部署と現場がコンセンサスを取りながら推進していく。
- 「子どもの保護される権利」を定めた子どもの権利条約や児童憲章の考え方についてもきちんと実現されているのかという点に疑問を持っており、県では特に意識するようになっていく。今後は「子どもの保護される権利」と「子どもの参加する権利」の一体的な実現を目指すためには、子どもたちと一緒に活動をしていくことが必要不可欠であり、それを推進していくことが、これからの課題である。

事例 2

① 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像及び ③ 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

子ども家庭支援の強化に向けた仕組み・体制・サービスの計画的構築（福岡市）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（福岡市における社会的養育のあり方について）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：262,151人※1
- 代替養育が必要な子ども数：485人※2
- 児童相談所数：1か所（福岡市こども総合相談センター）
- 児童虐待相談対応件数：2,639件※3

施策① 区分対応の仕組みと在宅支援体制の強化（令和2年度～）

背景

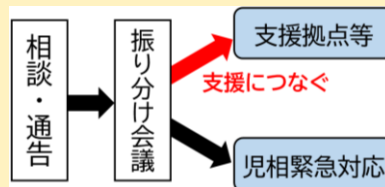
- ・ 児童相談所への相談・通告が急増。それに伴い児童相談所が状況を確認し最終するケースも増加したが、その中には、より早期に区などの在宅支援につなぐことで状況の悪化や将来の保護を防げるケースがあると考えられた。
- ・ そこで令和元年度、厚生労働省「通告窓口の一元的運用に関する調査研究」に参加し、相談・通告の中から在宅支援が必要なケースを振り分けて区などの支援につなぐ区分対応の仕組みの実現可能性を探った。

取組

- ・ 計画では、子どもや家族が適切な機関で支援を受けられる区分対応の仕組みの構築と在宅支援体制の充実(子ども家庭総合支援拠点設置等)を位置づけた。
- ・ 令和2年度は振り分けの基準や支援拠点の業務を考えるワーキンググループ（本庁が調整、区と児童相談所が参加）を開催、令和3年度は各区支援拠点の設置（7区全体で約30名増員）と子ども家庭支援センターの増設を実施。
- ・ 児童相談所内に新設した調整課(総合相談係)において、令和3年度から振り分けを開始。通告内容を振り分け会議で検討し、各区の支援拠点または児童相談所の支援部署が対応するもの、緊急支援が必要なものに分類している。相談・通告のうち在宅支援サービスや地域ネットワークによる支援を要するものは、各区支援拠点につなぐことが望ましいと考え、振り分けしている。

効果

- ・ 緊急対応は必要ないものの継続した支援が望まれるケースは、これまでの児童相談所による対応では早期に最終となりがちだったが、各区の支援拠点に送致することで、息の長い在宅支援につながりやすくなった。



推進計画の策定プロセス

- 令和元年策定。計6回開催した社会的養育のあり方検討会では、社会的養護を経験したことのある委員2名に参画いただいた。
- 上記の2名の委員が中心となり、施設や里親の子どもたちの意見を聴く「子どもの声を聴かせてワーク」を実施。推進計画の各施策の着想を得るとともに妥当性を検証した。

施策② 官民共働による在宅支援サービスの充実（令和2年度～）

背景

- ・ 約20年前から官民共働で里親養育を推進するなど、子どもや家族の支援に取り組むNPO等の民間団体との連携を深めており、その力量や知見を信頼し、事業や研究と一緒に進めるパートナーだという認識が行政側にある。
- ・ 平成28年に児童相談所に家庭移行支援係を設置し、家庭養育が一層進んだことが、乳児院・児童養護施設等の多機能化への動機づけになった側面もある。

取組

- ・ 計画では、子どもが家庭から分離されずに安全に生活できる家庭養育の推進に向け、在宅支援サービスの量や種類の充実を位置づけ、そのためのNPO等の民間との共働、施設の多機能化・機能転換などの方向性を明確化した。
- ・ 令和2年度は養育支援訪問事業を拡充し、保護者への相談支援に加えて育児・家事ヘルパーや訪問による子どもへの相談支援をNPO等と連携して開始。
- ・ ショートステイも令和2年度よりNPOの専用棟設置で受け皿を拡大し、令和4年度からは2つのNPOで里親ショートステイを全市展開の予定。学校送迎だけでなく、自宅送迎や身近な受け皿拡大によるアクセス向上を図っている。
- ・ 令和2年度に母子生活支援施設に委託し妊娠早期からの相談(SNS等)と居住支援を開始。妊娠届出前からの把握やアウトリーチ、親子入所支援を実施。
- ・ 今後、民間助成も活かしながら、乳児院や児童養護施設での通所型や訪問型の地域支援、里親による親子支援など、多様な支援展開を計画している。

課題・今後の取組方針

- 要保護児童ではない早期支援のケースを誰がどのようにケースマネジメントしていくかや、ショートステイ等のサービス提供を行う団体に必要な情報を共有する基準や方法等が課題。ショートステイ時の相互の情報共有については、本庁とNPO、区で協議を進めている。

事例 3

② 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)及び⑧一時保護改革に向けた取組

意見を聴かれる子どもの権利を実現し、一時保護所の環境改善等につなげる（岡山県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（岡山県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：289,116人※1
- 代替養育が必要な子ども数：496人※2
- 児童相談所数：3か所（中央児童相談所、倉敷児童相談所、津山児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：615件※3

施策 一時保護所の子どもの意見を聴く取組（平成30年度～）

背景

- ・ 弁護士と児童相談所が協働して、一時保護所の子どもの意見を聴かれる権利を保障する取組を平成30年度から試行し、令和2年度に事業化した。実績として、これまでに合計約200名の子どもが参加し、小学5年生以上の子どもの43～44%から意見を聴いた（令和3年10月末時点、「必要ない」と意思表示した子どもを除く）。

目的

1. 一時保護所を利用する子どもの現状理解の実態を知ること
2. 児童相談所の中で子ども親の議論を深めること
3. 子どもに対して相談の開始から最後まで情報を提供し、その意見を聴く仕組みを児童保護機能の内部に構築できるか検討を行うこと
4. 子どもが自ら意見を発信できる環境とは何か検討を行うこと

取組

- ・ 岡山県社会福祉審議会の児童福祉専門分科会から委託を受けた岡山弁護士会子どもの権利委員会所属の弁護士5名（児童相談所の非常勤弁護士）が、毎週月曜日午後5時に実施。対象は小学3年生以上※4の子ども、内容は主に一時保護所で暮らすことへの思いや改善の希望についてである。
- ・ 子どもへのフィードバックは、原則として翌日に一時保護課長から行う。子どもから聴いた内容に対して、弁護士が申送書を作成し、所長に共有される形で児童相談所職員へ送付され、対応結果を記入し返送する。伝える内容は、子どもが選択する。
※4…令和3年10月に変更

効果

- ・ 日頃から児童相談所職員と関係が深い非常勤弁護士が実施しているため、職員も子どもの意見に対し優先順位を上げて対応している。
- ・ 一時保護所におけるルール改善の例として、以前は茶髪やピアスをやめなければ個別対応としていたが、子どもの意見を踏まえてルールを廃止した。
- ・ 取組を通じて、児童相談所職員に「自分たちも率先して環境改善に取組まなければならない」という意識が生まれ、一時保護所の廊下に職員プロフィールや子どもにわかりやすい日課表、退所時のアンケート結果と対応を貼り出す等の自主的な環境改善にもつながっている。

一時保護所の特徴

- 一時保護所の定員：20人（中央児童相談所のみ）
- 一時保護所における一時保護期間の平均日数：11.1日（令和元年度）
- 一時保護所では、普通の暮らしが継続できる環境の整備に主眼を置いている。そのため、少しでも快適に過ごせるように対応・改善を重ねている。

事例 子どもの意見をソーシャルワークに活かした事例

- ・ 取組の中で、児童養護施設の利用が決まった子どもから、それまで担当の児童福祉司や児童心理司が聴けていなかった思いが伝えられたことがあった。「実は自分は潔癖であり、施設での集団生活ができるか心配。でも、これを言ったら担当（の児童福祉司）に迷惑をかけてしまうのではないかと考えている」とのことだった。
- ・ 弁護士が「僕も潔癖だよ」と共感を示したことで、子どもから担当の児童福祉司にも本心が話せた模様。その結果、里親委託へと方針が変更となった。

【本事例のポイント】

- ・ 担当の児童福祉司や児童心理司は、子どもとの関係性によって子どもの見方が固定化してしまうことがある。また、子どもが忸怩した言動をとってしまい、本心を話さないこともある。
- ・ 事前に子どもの背景情報や先入観を持たない弁護士が話を聴くことで、子どもから意見が出やすくなり、一時保護所の環境改善や今後の支援方針等を再考する上で非常に役立っている。

課題・今後の取組方針

- 子どもの意見を踏まえて一時保護所の環境改善に取組んでいるが、スマホの所持や土日の外出、通学、入浴時間の自由化等の意見は、人員体制等の見直しが必要なため、即時の対応が難しく、毎年積み残されている。これらの意見については、今後、混合処遇の見直しや一時保護委託先の拡充等も含めた包括的な検討が必要だと考えている。
- 今後、この取組を里親や児童養護施設の子どものもとに広げていくことを検討しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、実施が難しいことが課題であるが、実現に向けて引き続き取組んでいきたい。

事例 4

②当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)及び⑧一時保護改革に向けた取組

子どもの権利擁護の各種取組と一時保護の地域分散化(福岡市)

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値(福岡市における社会的養育のあり方について)
※3…令和2年度(令和2年度福祉行政報告例)

- 子ども数：262,151人※1
- 代替養育が必要な子ども数：485人※2
- 児童相談所数：1か所(福岡市こども総合相談センター)
- 児童虐待相談対応件数：2,639件※3

施策① 独立型の訪問アドボカシー(令和2年度～)

背景

- ・ 令和元年度より、NPO法人子どもNPOセンター福岡が中心となって運営し、施設や里親の代表、児童相談所、本庁こども家庭課が参画する「子どもアドボカシーシステム研究会」を開催。官民共働で権利擁護の仕組みや意見表明支援のあり方を検討している。令和3年度に発足したNPO法人子どもアドボカシーセンター福岡が運営を引き継いだ。本研究会には教育委員会も参画。

取組

- ・ 計画では、里親や社会的養護施設に一時保護や措置されている子どもを定期的に訪問して意見表明を支援、代弁等を行う仕組みづくり、地域や学校など様々な分野で子どもたちの意見表明が支援される社会づくりを位置づけた。
- ・ 平成30年度より子どもNPOセンター福岡がアドボケイトを養成。令和2年度は同NPOと市が協力し、里親・児童養護施設・一時保護所の計11名の子どもへの訪問(子ども一人2～5回)を試行実施。アドボケイトが権利ノート(従来用)を用いて子どもの権利を説明し、質問項目を限定せずフリーで聴く形式。
- ・ 令和4年度からは予算事業化(国の実証モデル事業に申請)して訪問対象を広げ、代弁や対応促進の流れ、調査審議に関する課題等を整理する計画としている。

効果

- ・ 子どもへの説明の仕方や子どもの権利ノートの内容について改善点が見えた。
- ・ 権利面接※4と異なり、話題を限定しないため、日常的な支援者(施設職員等)に話さないようなこと、大人が日頃尋ねることは少ないが子どもが重要だと思っていることなど幅広い子どもの気持ちや意見を汲み取ることができる。
- ・ 今後回数を増やすことで、判断等への子どものタイムリーな参加、ニーズに合った的確な支援につながりうる。訪問後の対応促進が重要な課題となる。

※4…担当以外の児童福祉司や児童心理司が年1回、全ての子どもに養育状況等について話を聴く取組

施策② 子どもの権利ノートの見直し(令和2年度～)

- ・ 行政、施設職員が主体となって作ったノートは文章が中心だったため、子どもの手に馴染まず、活用が進まなかった。そこで、子どもによりわかりやすい内容とするためノートの見直しを行った。子どもアドボカシーシステム研究会に「子どもの権利ノートワーキングチーム」を設置して子どもから意見を聴き、反映させた。令和4年度より配布を予定。
- ・ 制作過程で大人と子どもの対話を重視し、内容だけでなく冊子の色等についても意見をもらった。親しみやすいよう、中に書き込めるスペースやゲームのコーナー等も設けた。
- ・ 措置入所時や権利面接だけでなく日常生活の中で困った時に活用されればと考えている。子どもとの対話のポイント等を記載した支援者向けのハンドブックも作成。今後は施設職員、児童相談所職員や里親に当ノートの活用に関する研修も実施する。



施策③ 一時保護の地域分散化(令和元年度～)

- ・ 一時保護所における一時保護期間の平均日数：15日(令和2年度)
- ・ 一時保護委託先となっている6か所の施設のうち、4か所が一時保護専用施設を有する。
- ・ 乳幼児だけでなく、学齢児もできるだけ早く一時保護委託を行い、訪問や来所によるアセスメントを行う方針を採っている。
- ・ 基本的に乳幼児はすぐに乳児院もしくは里親への一時保護委託を行う。学齢児以上の場合には一時保護所で2週間ほどアセスメントをした上で一時保護委託を行っている。
- ・ 行動観察は基本的に施設や里親が行う。実際の生活に近い施設や里親の方が、子どもの日常の姿が現れやすく、適切な見立てや行動診断に基づく支援につながりやすい。

課題・今後の取組方針

- 一時保護の地域分散化自体も子どもの権利擁護だと考えている。子どもの意見を聴くことは権利保障やケースワークとしても重要だが、適切な養育環境(育つ権利)や通学の保障も欠かせない。その対応について子どもが評価し意見を言うことも必要で、両方重要である。
- 一時保護や措置から家庭復帰した子どもや在宅支援をしている子どもの意見表明の支援や場づくり、親子の参加に基づく支援プランづくりなどが、今後の課題である。

事例 5

③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

県の働きかけによる市町村のネットワークづくりと家庭支援体制の強化（山梨県）

➤ 基礎情報

※1…令和6年度推計値 ※2…令和6年度推計値（やまなし社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：111,720人※1
- 代替養育が必要な子ども数：356人※2
- 児童相談所数：2か所（中央児童相談所、都留児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：1,347件※3

➤ 市町村と連携した子ども家庭支援体制の概要

- 要保護児童対策地域協議会の状況：実務者会議は年4回、個別ケース会議はケースの状況に応じて必要な機関（保育所、医療機関、放課後等デイサービス等）を市町村が招集し開催。①在宅支援となっている子どもについて、市町村が児童相談所の関与が必要だと判断して開催する場合、②児童相談所の一時保護等から家庭復帰となり地域の支援体制を整えるために開催する場合、がある。
- 指導委託の状況：市町村への指導委託は1件、児童家庭支援センターへの指導委託は12件（令和3年度）。
- 子育て世代包括支援センターは27市町村中24市町村、子ども家庭総合支援拠点は8市町村に設置済み。
- 児童家庭支援センターは国中地域にある「子ども家庭支援センター・テラ」1か所。

施策① 県による要保護児童対策地域協議会の設置（令和2年度～）

- 県独自の施策として山梨県要保護児童対策地域協議会を設置し、医療・教育・福祉・行政・司法等の代表者を集めて各機関の取組を共有している。本協議会に、市町村における子ども家庭支援体制の強化、拠点設置促進のため、市町村部会を設置し、令和2年度は研究会や子ども家庭総合支援拠点を設置した市による講演、課題共有を行った。
- 令和3年度は2回の実施を予定、子ども家庭支援に係る課題や対応例について、児童相談所からの助言、市町村同士の実践例の共有を図る予定。

効果

- 四半期ごとに開催し、市町村が主体的に助言しあう関係性を作りたい。これが間接的には子ども家庭総合支援拠点の設置にも寄与すると考えている（令和4年度、新たに4市町村での新設を予定）。
- 令和3年度、県ではヤングケアラー支援ガイドラインを策定したが、これは県の要保護児童対策地域協議会にヤングケアラー部会を設置して検討したものである。

施策② 児童家庭支援センターの強化（令和4年度～5年度予定）

- 県東部（郡内地域）に児童家庭支援センターの新規設置を目指している。これまで児童家庭支援センターが県中西部（国中地域）にしかなく、郡内地域まで支援の手が届きづらいため、協働していない市町村もあり、支援の選択肢となっていなかった。そのため、市町村で比較的高いリスクのケースがあると全て郡内地域にある児童相談所へ送致され、業務がひっ迫してしまうことから、児童相談所からも設置の意向が強かった。こうしたことから社会資源の確保の必要性を重視し、県が児童養護施設に委託の働きかけを行ってきた。
- 市町村が「自分事」として設置・協働する必要性から、ニーズを聴きながら進めている。今後、市町村の意見交換会としてニーズを把握する機会を設け、把握した困りごとを支援できるメニューを用意したい。
- 特に郡内地域の児童養護施設ではショートステイがなく、子どもと親を少しの間分離した方がよいようなケースが全て一時保護による対応となっているため、導入を進めたいと考えている。

展望

- 令和4年度、児童家庭支援センターの指導委託を推進し、児童相談所の業務負担を軽減したいと考えている。また、これが市町村の間接的な人材育成にもなると考えている。



【子ども家庭支援センター テラ】

課題・今後の取組方針

- 小さな県だからこそできるヨコの繋がりを強化し、連携を促進したい。子ども・家庭が市町村間を移動したときに支援が途切れることはあってはならないと考えている。県による要保護児童対策地域協議会の取組を通じて、市町村同士が直接関われる関係づくりを目指す。
- 県による要保護児童対策地域協議会の市町村部会では、市町村から主体的に課題を提起する場としても運営する考え（当面は県が主導して運営する必要がある）。
- 市町村にはショートステイの活用を含めて、児童家庭支援センターの存在を周知していく必要がある。また、人材確保が難しいため、社会福祉士や臨床心理士の確保が今後の課題である。

事例 6

③市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

市町村支援担当児童福祉司の配置の充実及び各種研修の実施による市町村の相談支援体制の強化（大阪府）

➤ 基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（第三次大阪府社会的養育体制整備計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：826,782人※1
- 代替養育が必要な子ども数：1,659人※2
- 児童相談所数：6か所（中央子ども家庭センター、池田子ども家庭センター、吹田子ども家庭センター、東大阪子ども家庭センター、富田林子ども家庭センター、岸和田子ども家庭センター）
- 児童虐待相談対応件数：16,055件※3

➤ 市町村と連携した子ども家庭支援体制の概要

- 各子ども家庭センターにおいて、管内市町村児童福祉主管課との連絡会を実施し、子ども家庭センターとの連携や、各市町村における課題等の情報共有を行っている。また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会においてアセスメントシートの記入に関する研修や事例を用いた研修等を実施している。
- 子育て世代包括支援センターは令和2年度末までに41/41自治体に設置完了している。子ども家庭総合支援拠点は、令和3年12月時点で29/41自治体が設置済みで、令和4年度中に7自治体での開設が予定されている。

施策① 市町村支援担当児童福祉司の配置（平成30年度～）

取組

- ・ 各市町村の児童相談体制や要保護児童対策地域協議会の運営状況などを踏まえて、府として必要な助言及び適切な援助を行うため、各子ども家庭センターに市町村支援担当児童福祉司を配置。
- ・ 具体的な業務としては、市町村へ事案送致するケースや指導委託するケースについて市町村と調整を行ったり、各市町村の要保護児童対策地域協議会への出席や連絡会議の実施、市町村へのヒアリングを通じて課題を共有したりするなど、各市町村における児童家庭相談や連携の充実を図っている。

効果

- ・ 市町村支援担当児童福祉司が配置されていることで、子ども家庭センターが組織として各市町村の状況を把握することができ、後方支援について検討がしやすくなっている。
- ・ 各センターの市町村支援担当児童福祉司は月1回程度の情報共有を行っており、府内市町村で共通する課題を把握したり、他子ども家庭センターで行っている有効な取組を取り入れたりする等、府全体の市町村支援にも活かしている。

施策② 市町村職員受入れ研修（平成27年度～）

- ・ 市町村の相談対応力の強化、児童相談所と市町村の役割分担の理解及び連携の強化のために実施している。
- ・ 対象は、児童福祉主管課、母子保健主管課においての相談業務経験1年以上の職員としている。研修期間は1週間程度で、5つの研修メニュー（A：SV・組織判断力の強化、B：アセスメント力の強化、C：虐待相談対応力の強化、D：児童家庭相談の強化、E：地域支援の強化）から市町村職員の希望をふまえて研修プログラムを組んでいる。

施策③ 母子生活支援施設の活用促進に向けた研修会（令和元年度）

取組

- ・ 大阪府社会福祉協議会母子施設部会が、母子生活支援施設の活用促進を目的にプロジェクトチームを立ち上げ、平成30年度中に府内全福祉事務所を訪問した。これを踏まえ、複雑で多様な困難を抱える母子家庭に福祉事務所等と母子生活支援施設が共同してより良い支援が行えるよう、令和元年度に学識経験者を講師に招聘し、研修会を開催した。
- ・ 大阪府は、同チームと協力し、府内福祉事務所へ研修会の開催案内とともに、参加への勧奨を行った。研修会には福祉事務所職員及び府職員、施設職員等が参加し、事例検討を通して問題解決に向けたグループワークを行い、福祉事務所職員等と母子生活支援施設職員の相互理解と協働体制の構築を図った。

効果

- ・ 困難ケースの課題や各福祉事務所が抱える課題及び情報等について、関係者間の共有が図れたことに加え、それぞれが顔を合わせて意見することで、関係性を築くことができたことが一番の効果であったと思われる。

課題・今後の取組方針

- 市町村職員受入れ研修においては、研修を受けた職員が短期間で別の部署に異動する場合があるなど、市町村が組織として研修の効果を蓄積することが難しいという課題はあるが、本研修を継続的に実施することにより市町村の児童家庭相談体制強化を支援していく。
- 母子生活支援施設の活用促進においては、研修会を通じ、定期的な情報交換会の開催を望む意見が多く寄せられたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、第2回目の開催にまだ至っていない。現在、令和4年度に開催すべく同チームと大阪府の関係者で準備を進めているところである。

事例 7

⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組

関係機関との連携強化及び情報共有を通じた里親支援体制の構築（山形県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（山形県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：161,700人※1
- 代替養育が必要な子ども数：259人※2
- 児童相談所数：2か所（中央児童相談所、庄内児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：672件※3

里親支援体制の概要

- 児童相談所の里親担当職員の配置状況：
中央児童相談所（令和元年度～）、庄内児童相談所（令和3年度～）各1名
- 里親支援専門相談員の配置状況：
児童養護施設5か所（村山・最上・置賜・庄内の4地域）
- 県がフォスタリング機関として指定し、中核里親支援機関として位置付けた子ども家庭支援センター「チェリー」では、里親推進員を配置し、各機関の情報の取りまとめのほか、普及啓発・リクルート（出前講座等）、里親研修、里親サポーターの派遣業務、サロン（年1～2回）等を実施している。
- 5か所の児童養護施設ではサロンや研修等を、2か所の乳児院（県立・民間）では委託前の子どもとの交流や研修等を実施。また児童家庭支援センター「シオン」では普及啓発に注力している。

施策① 里親養育支援委員会による継続的支援（平成29年度～）

- 各児童相談所で、里親委託のケースごとに里親及び児童の担当児童福祉司、市町村の児童福祉及び母子保健担当職員、地区担当の里親支援専門相談員、子どもの所属先（保育所や学校）等が参加する里親養育支援委員会を設置。委託前から里親と顔が見える関係性を構築し、連携してきめ細やかな継続的支援を行っている。

効果

- 保育所利用などの事務手続きがスムーズになる、里親支援専門相談員から里親サロンへの参加について働きかけができるようになるなど、里親に対する支援が手厚くなった。
- 里親支援専門相談員が得た里親に関する情報の児童相談所に対するフィードバック、児童相談所への支援の協力依頼等も行われている。

里親養育支援委員会のイメージ



施策② 里親担当者会議の開催（令和3年度～）

- オンラインで毎月1.5時間程度、児童相談所を含めた里親担当者が情報共有を行う里親担当者会議を開催している。議題は県が提案し自由に発言できる形式。
- 検討内容は個別ケースに関することを中心に、例えば子ども家庭支援センターが実施する里親登録研修で気になる里親希望者がいた際、各施設に施設実習での確認ポイントを伝えたり、各施設での気づきについて情報交換をしたりしている。
- 普及啓発の取組に関する情報交換、施設から里親委託となった奏功事例の検討なども行っている。



効果

- 本会議がフォスタリング機関の育成につながっている。各施設の好事例を他施設に伝える仕組みが構築され、施設間の情報共有や連携が強化された。例えば、乳児院間で成長記録の実施方法を共有しているほか、児童養護施設では里親サロンの際に里親にもリーフレット配布等のリクルートに協力してもらえるよう呼びかけているなど、普及啓発に関連したユニークな取組が共有されている。
- フォスタリング機関が定期開催する里親サロンについても、地域を越えて実施する話が挙がるなど、支援体制を広げる動きがある。

課題・今後の取組方針

- 現在は県が主体となって運営している里親担当者会議について、子ども家庭支援センターがその運営を担えるよう育成していく。
- 各機関がマッチングのノウハウを蓄積するため、里親担当者会議で不調ケースの振り返りや里親選定の事例検討を行いたいと考えている。アセスメントについても多機関で情報交換を行い、児童相談所のアセスメントに活かしたい。
- 里親が多い地域では児童相談所と里親支援専門相談員の間で密な情報交換が行われているが、里親登録者数が少ない地域では頻度が低くなるのが課題である。
- 県内に中核となる民間フォスタリング機関が1か所しかないため、将来的には増やすという選択肢も検討していく必要がある。

事例 8

⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組

多機関連携の枠組み作りによるフォスタリングセンター開設と里親支援体制の構築（栃木県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（栃木県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：321,244人※1
- 代替養育が必要な子ども数：687人※2
- 児童相談所数：3か所（中央児童相談所、県南児童相談所、県北児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：1,595件※3

里親支援体制の概要

- 児童相談所の里親担当職員の配置状況：
各児童相談所に里親担当職員及び里親委託推進員（非常勤）各1名
- 里親支援専門相談員の配置状況：
児童養護施設9か所、乳児院3か所
- （一財）栃木県里親連合会（里親会）は県単位の組織の他に地区単位の組織があり、各地区の児童相談所、里親支援専門相談員と連携して里親支援を行っている。
- 特別養子縁組を積極的に推進しており、毎年7～10件ほど※4成立している。

※4…児童相談所が関わったケースのうち、過去5年程度の平均値

施策

栃木フォスタリングセンターの開設（令和3年度～）

背景

- ・ 従来、児童相談所は里親の養育力を勘案して慎重に委託を行っていたため、早期に養育を安定させる観点から施設への委託を中心としていた。
- ・ 背景として、平成25年頃から施設の小規模化・地域分散化が進んでいたため、里親より施設への委託が選択されやすい状況にあった。児童相談所以外の機関が里親委託に関わることは殆どなかった。
- ・ 平成25年頃から、県と各施設の職員による施設退所児童のアフターケアについて検討するワーキンググループを開催。各施設等が個別対応しきれなくなった経緯から、各施設や自立援助ホーム、里親会等が参加する「とちぎユースアフターケア事業協同組合」を設立。現在も続いているこの取組が機能したことから、その推進方法を参考としてフォスタリングセンターの立ち上げに至った。
- ・ 立ち上げ前の令和2年度、予算獲得と並行して関係機関（児童相談所、児童養護施設職員、里親会等）のワーキンググループを実施。県としては地区里親会が一つになり、里親会を中心に里親支援を推進する体制を想定していたが、里親会の組織体制が十分でないことから、里親会と栃木県児童養護施設等連絡協議会、ファミリーホーム運営者が連携し、新たな実施主体を立ち上げることとした。

取組

- ・ 令和3年7月、（一社）とちぎ家庭養育推進協議会が発足。この協議会は”オール栃木”として、（一財）栃木県里親連合会会長、栃木県児童養護施設等連絡協議会会長、ファミリーホーム運営者が理事を務める。
- ・ この協議会に県が委託する形で、県内全域を対象としてフォスタリング業務を包括的に実施する栃木フォスタリングセンターを令和3年10月に開設。マッチング業務のみを児童相談所が行い、制度の普及啓発、研修、委託後支援までを単年度で委託している。
- ・ 職員は5人。リクルーター、トレーナー（非常勤）、養育支援担当、その他非常勤職員が2名。また、フォスタリングパートナー（ベテランの里親がアドバイザーとなる）も養成。取組にアドバイスをを行う有識者等は参画していない。
- ・ 令和3年11月より、児童相談所ごとに地区里親会、里親支援専門相談員、児童相談所職員が参加する月1回の定例会議を開催。地区担当の児童福祉司が取りまとめを行い、各里親への具体的な支援手法について話し合っている。

効果

- ・ 養育が安定しているケースを中心に、すでに約20ケースが進行している。この仕組がうまく回れば、よりきめ細やかな支援が可能になり、里親にとっても相談先が増える。
- ・ 例えば里親や里親に関心のある方等が気軽に参加できる里親カフェ等、必要に応じて機動的に対応してくれる。これまで児童相談所では里親の育成が上手くできていなかったため、里親に社会的養育について考えてもらう機会がつけられることは有難い。フォスタリングチェンジ・プログラムも令和3年度より開始。



課題・今後の取組方針

- 栃木県フォスタリングセンターについては今後、複数年度の委託とし、各地区の里親支援専門相談員も巻き込んで安定的・継続的に運営を進めたいと考えている。
- 地区里親会と児童相談所が協働しながらこの取組を進めていく。3地区の中には里親同士が支え合う地域と、横のつながりがなく協働があまり進んでいない地域がある。これらをどうまとめていくかが課題。
- 年々子どもが抱える問題（虐待等の養育環境）が複雑化しており、様々な機関の視点でバックアップする体制を整えなければならない。里親委託の推進においては、児童相談所とフォスタリング機関の関係性が構築されていることが重要だと考えている。

事例 9

⑥ パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組

乳児院への相談窓口の設置、及び関係機関との連携強化における側面支援（長野県）

➤ 基礎情報

※1…令和6年度推計値 ※2…令和6年度推計値（長野県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：277,141人※1
- 代替養育が必要な子ども数：562人※2
- 児童相談所数：5か所（中央児童相談所、松本児童相談所、飯田児童相談所、諏訪児童相談所、佐久児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：2,825件※3

➤ 特別養子縁組推進体制の概要

- 特別養子縁組の成立件数：16件（令和元年度、うち児童相談所が関与したものが13件）
- 児童相談所の里親担当者数：17人（専任10人のうち常勤職員8人、非常勤職員2人）
- 子どもの最善の利益を鑑み、積極的に特別養子縁組を選択肢として考慮すべきだと考え、推進計画に目標数値を定めた（児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数…令和6年度：12件、令和11年度：18件）。
- 県内に民間あっせん機関はなく、ケースの状況に応じて各機関と連携する。「にんしんSOSながの」の取組では、特別養子縁組の対象となるケースが発生した際、児童相談所の関与によるあっせんを含め様々な民間あっせん機関に依頼する選択肢があることを伝えて支援しており、実際に県内で実績のある民間あっせん機関につながったケースが2件ある。

施策① 相談窓口「にんしんSOSながの」の設置（平成30年度～）

事業概要

- 平成31年3月より、産前・産後母子支援事業として、0歳児における虐待死の防止及び特別養子縁組の推進を目的とする「にんしんSOSながの」の取組を開始した。本事業は乳児院への事業委託により実施しており、産科医療機関、各市町村、学校等と連携して予期せぬ妊娠等に対する相談業務を行っている。令和2年度の相談件数は210件で、そのうち8件を市町村につないだ。相談内容は妊娠不安が最も多い。
- 初年度は市町村への通知を行うとともに、支援を行う上での課題を把握し、取組の周知や改善を行うため、当該乳児院、産科医療機関、市町村、学識経験者、民間あっせん機関（事業立上げ時から事業への助言を実施）が参加するワーキンググループを2回開催した。



連携支援

【産科医療機関との連携の円滑化】

- 予期せぬ妊娠については、産科医療機関が相談者と最初に関わりを持つケースも多いことから、その理解を得るために、令和2年10月に信州産婦人科連合会※4にて事業説明と協力依頼を行い、連携強化に努めた。
- 事業開始から2年目以降は、当該乳児院も相談対応の経験を積むことで産科医療機関との信頼関係が構築でき、支援が充実するようになった。

【市町村との連携の円滑化】

- 相談の中には、相談者の居住地である市町村と連携した支援が必要なケースもあるが、県内の市町村数が多いため、当該乳児院と顔の見える関係性が構築できていないこともある。また、初年度には当乳児院と連携する際の担当窓口が明確になっていない市町村もあった。
- そこで、県が市町村ごとの担当者名簿を作成し、当該乳児院との連携がスムーズになるよう支援を行った（市町村には趣旨を文書で説明し、窓口部署と担当者名を記載）。

※4…長野県内の産婦人科医師による研究、情報交換組織

施策② 教育委員会との連携による若年層への啓発活動（令和2年度～）

- 「にんしんSOSながの」には若年層からの相談が多く未然予防も重要であることから、学校へのアプローチが必要だとして、令和2年度より県内の高校で出張授業を実施。テーマは予期せぬ妊娠や本事業の支援内容等である。
- 令和3年度は県教育委員会の養護関係部署とも連携し、県内の高校・大学で本事業の趣旨や子どもの権利等について伝える実践授業を行っている。高校により方針が異なるため、当該乳児院と協働しながら個別にアプローチを行い、理解を得ながら授業の実施先を拡げたいと考えている。
- これまでに高校5校、大学3校で授業を実施した（東信地域6校、南信地域2校、北信地域1校）。

課題・今後の取組方針

- 民間あっせん機関については、各機関に特徴があることは理解しているが、その全容を掴むまでに至っておらず、積極的な連携ができていない。
- 特別養子縁組の推進においては、実親の同意取得等において課題もある。そのため、まずは里親委託の体制を充実させた上で、段階的に推進したいと考えている。

出自を知る権利の保障、および医療機関との連携による特別養子縁組推進（大分県）

➤ 基礎情報

※1…令和6年度推計値 ※2…令和6年度推計値（大分県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：159,959人※1
- 代替養育が必要な子ども数：498人※2
- 児童相談所数：2か所（中央児童相談所、中津児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：1,516件※3

➤ 特別養子縁組推進体制の概要

- 特別養子縁組の成立件数：4件（令和3年度）
- 児童相談所の里親担当：9名（専任7名のうち常勤職員3名、非常勤職員4名）
- 管内に民間あっせん機関はなく、養子縁組希望里親のリクルートから成立後支援までを中央児童相談所が中心となっていく。リクルートは市町村や不妊治療を行う県内の医療機関にポスターを掲示。成立後支援は、児童相談所があっせんした子どもの定期訪問を乳児院の里親支援専門相談員とともにやるほか、乳児院では養子縁組里親を対象に年2回程度サロンを実施している。
- 特定妊婦の情報把握に力を入れており、特別養子縁組も想定したソーシャルワークを行っている。市町村要保護児童対策協議会では、母子保健事業により把握した特定妊婦を県と市町村による共同管理台帳に登録し、特別養子縁組を選択肢として支援を行う。

施策① 子どもの出自を知る権利の保障

【取組1】 真実告知

- 里親登録時から養子縁組希望里親に真実告知の必要性を必ず伝え、登録後は年に一度、真実告知をテーマにした研修会も行っている。研修は児童相談所直営で実施し真実告知を経験した養親や子どもの体験談も伝えている。
- 養子縁組成立後の子どものトラブル事例では、真実告知がされていないケースが多く、その課題感からも真実告知は必ず実施しなければいけないと考えている。
- 子ども担当の児童福祉司が里親担当児童福祉司と協力して成立後支援を担っていたが、今年度から里親や措置児童を支援する専任組織を設けたことで、より組織的に細やかなサポートを行えるようにしている。



【取組2】 ライフストーリーワーク

- 令和3年度から児童相談所に措置児童等を専属的に担当する組織を設置したことにより児童福祉司や児童心理司が組織的に、子どもと一緒に生い立ちの整理を行っており、現在までに積極的な取組が行われはじめています。
- 平成19年度に県が作成した子どもの権利ノートを令和2～3年度にかけて見直しを実施。本人や養育者が記入できる仕様で、幼児期・小学生・中高生版の3段階に分け、子どもがどのような社会的養育の場に進んでもそのノートを持ち続けられるようにしており、これが子ども自身で生い立ちを振り返られる契機になればと考えている。

【取組3】 記録保管

- 子どもの求めに応じて出自に関する情報を提供できるよう、児童相談所運営指針により記録の永年保管が義務付けられる以前の平成22年度から、養子縁組が成立した子どもの記録は必ず保管する方針を採っている。

施策② 医療機関との連携による特別養子縁組の推進

- 平成26年度から大分県産婦人科医会と連携して特別養子縁組を推進。総合病院からクリニックまで、40か所の医療機関から規模を問わず協力を得ている。
- 特定妊婦のうち急を有する事案は特別養子縁組を前提とした対応を検討するよう、産婦人科医から直接児童相談所に連絡が入ることもあり、児童相談所職員が一度訪問し支援を検討する。
- 連携が促進された背景として大分県ベリネイタルビジット事業を中心に医療機関と行政の連携システムがあり特別養子縁組に関する勉強会や医師・母子保健関係者向けの制度の普及啓発を行っていることが大きい。児童相談所の児童福祉司が講師をつとめることもある。

課題・今後の取組方針

- 県内1か所の乳児院が令和4年度、乳幼児総合センターに移行予定。養子縁組里親支援を中心としたフォスタリング業務の委託を検討している。
- 子ども一人ひとりのつながりのある育ちを保障するため、「育てノート」※4や、「育ちアルバム」※5の導入を検討中。県が作成した子どもの権利ノートがベースになるのではないかと考えている。
- 記録の開示に対する正式な問い合わせはこれまでなく、今後開示方法の整理を予定している。

※4…養育者が子どもの胎児期からのライフストーリーを綴るノート

※5…子どもが育ちの過程を振り返ることができるよう、発達の段階に応じて子どもが主体となって養育者とともに作成し、子どもに渡すアルバム

事例 11

⑦施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

児童家庭支援センターへのフォスタリング事業の委託（岐阜県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（岐阜県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：302,882人※1
- 代替養育が必要な子ども数：636人※2
- 児童相談所数：5か所（中央子ども相談センター、西濃子ども相談センター、中濃子ども相談センター、東濃子ども相談センター、飛騨子ども相談センター）
- 児童虐待相談対応件数：2,268件※3

里親家庭や在宅支援の体制の充実にに向けた児童家庭支援センターの取組

- 児童家庭支援センターと児童相談所は県内5つの圏域にそれぞれ1か所ずつ設置されており、協働できめ細やかな里親支援を行っている。児童家庭支援センターは5か所のうち4か所は児童養護施設が、1か所は児童心理治療施設を運営する社会福祉法人が設置している。
- 令和2年度からフォスタリング事業を児童家庭支援センター5か所に委託しており、児童養護施設が運営する児童家庭支援センターではレスパイトケアにも対応している。
- フォスタリング事業において、児童家庭支援センターに市町村コーディネーターを配置。市町村からのショートステイの要望について、児童家庭支援センターを介することで対応が進んでいる。

施策 児童家庭支援センターへの市町村コーディネーターの配置（令和3年度～）

概要

- ・ 市町村コーディネーターはフォスタリング事業の推進を担う職員のひとりで、里親リクルートやショートステイの促進等を担う。
- ・ 令和4年度より、各児童家庭支援センターに市町村コーディネーターを1名ずつ配置する予定。

それに先立ち令和3年度、3か所の児童家庭支援センターに配置した。

- ・ 市町村コーディネーターの財源は里親委託加速化プランの実施に付随する。フォスタリング事業において国庫補助率は1/2が基本だが、国による里親委託加速化プランの採択により、2/3となる。



取組

- ・ 市町村が里親に直接ショートステイを任せることは難しいため、市町村コーディネーターのいる児童家庭支援センターを通じて、里親へのショートステイを進めている。実際に市町村コーディネーターを配置した圏域では、市町村との連携が進んだ。
- ・ これまで市町村のショートステイ先は各地の児童養護施設であったため、市町村と児童養護施設の間には連携の実績がある。その意味でも、今後同一法人において児童養護施設を運営する児童家庭支援センターがショートステイの調整を行うことでスムーズに連携が進むと考えている。

推進計画の進捗管理と見直しの実施

- ・ 令和元年度に学識経験者、児童養護施設等関係者、里親関係者、市町村、児童相談所の代表から構成される岐阜県社会的養育推進会議を設置し、推進計画を策定した。
- ・ 推進計画の策定時に進捗管理をしっかり行ってほしいとの意見があり、令和2年度以降も同じ委員で秋期と年度末の年2回、進捗管理会議を実施している。秋期の会議は翌年度の予算要求と事業方針の合意形成、年度末の会議では1年間の振り返りと翌年度の事業予定についての説明を目的に実施。
- ・ 推進計画に記載されている指標については各年度の数値を、具体的な取組については対応する県の事業や各施設の取組を会議内で報告し、丁寧に関係者の理解を得ている。
- ・ 都道府県社会的養育推進計画策定要領に則った計画の見直しを進める予定だが、前期の中間年度は計画策定から年数が浅い。そのため現在取組んでいる年2回の進捗管理の作業が基本的に後期の見直しに反映される予定である。

課題・今後の取組方針

- 市町村コーディネーターは今後、市町村との連携を深めながら里親のリクルート、ショートステイの利用促進を行う予定である。
- 児童養護施設等のさらなる多機能化については、推進計画の策定を契機に補助金や措置費を活用し徐々に運営体制を整えている。

財政的・技術的支援による施設の高機能化及び多機能化の推進（三重県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（三重県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：281,575人※1
- 代替養育が必要な子ども数：590人※2
- 児童相談所数：6か所（北勢児童相談所、鈴鹿児童相談所、中勢児童相談所、南勢志摩児童相談所、伊賀児童相談所、紀州児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：2,315件※3

施設の小規模・地域分散化の状況

- 児童養護施設：12か所、乳児院：3か所、本体施設の定員：404名
- 前身の家庭的養護推進計画より、児童養護施設等のユニット化を推進してきた。平成27年度から県の単独事業として児童養護施設は地域小規模児童養護施設に、乳児院は小規模グループケアに移行するための補助金を交付した。具体的には配置定員を満たし、児童指導員・保育士を加配する場合に1ユニットあたり225万円を上限として補助を行う（乳児院のみ令和3年度も継続）。
- 6か所の児童相談所を取りまとめ、専門性の向上を図り、一体的、地域横断的なマネジメントを行うために設置された児童相談センター（1か所）がある。

施策① フォスタリング機関立上げの伴走支援（令和2年度～）

- フォスタリング機関の設置については、法人の規模や状況を鑑みて、県による委託の働きかけも行っている。県単独での財政支援はなく、国の補助金を活用し支援している。
- 児童相談センターは各児童相談所に対して人的・技術的支援を行っており、里親専任職員計3名（正規職員2名、会計年度任用職員1名）を配置している。6か所の児童相談所のうち、北勢及び中勢児童相談所では里親専任職員を配置しているが、それ以外の児童相談所では兼務職員のため、児童相談センターの職員が技術的支援を行い、フォスタリング機関業務の一部を一緒に担当している。

成果

- 令和2年度に2か所、令和3年度に1か所フォスタリング機関を設置した。最終的に4～6か所の設置を目標としている。
- 設置済みの機関については、児童相談所職員等が支援を行うことで、これまで委託が進んできた。今後新たに委託する施設についても、地域や施設の状況に応じて分担し、委託先が経験を積んだ後に包括的な委託をしたい。

施策② 専門的職員の加配とケアニーズが非常に高い子どもの受入れ促進

- 毎月の三重県児童養護施設協会の施設長会に参加し情報交換を行っているほか、年に1回、同協会と予算要望に関する意見交換会を行っており、令和3年度は専門的職員の加配について意見をいただいた。
- 心理担当職員は13施設中8施設に、自立支援担当職員は13施設中1施設に配置（令和2年度）。自立支援コーディネーターは令和4年度から配置を行う。
- 県内3か所の乳児院では、近隣の児童相談所及び医療機関と連携してケアニーズが非常に高い子どもの受入れを行っている。乳児院等多機能化推進事業を活用し、令和4年度から乳児院に医療機関等連絡調整員（看護師等）の配置を推進する。

推進計画の策定プロセス及び進行管理の方法

- 平成30年度及び令和元年度、施設関係者、市町、学識経験者が参加する推進計画策定検討会議を計8回開催。これとは別途、実働組織として、学識経験者及び児童養護施設、里親会、子育て支援NPOの代表者各1名が参加する作業部会を3回開催するとともに、児童養護施設・里親家庭出身者のヒアリングを1回実施した。
- 推進計画の進行管理のため、令和2年度から社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下にある里親審査部会を里親審査・施設機能強化部会と名称変更し、里親の審査と推進計画の進行管理を行っている。

課題・今後の取組方針

- コロナの状況や、児童養護施設の年齢制限撤廃等を踏まえ、中間期には計画の見直しが必要だと考えている。現在の推進計画では、本体施設の小舎制を解消し、オールユニット化を進めるとしているが、施設には難しい実情もあることを認識している。
- 専門的職員の加配については配置要件や施設の体制の問題から難しい面もあるが、施設においても自立支援の重要性を認識されており、配置に対して前向きであるため、令和4年度には自立支援担当職員の配置を進めたい。

小規模かつ多機能化による養育環境の向上と地域支援の充実（大分県）

➤ 基礎情報

※1…令和6年度推計値 ※2…令和6年度推計値（大分県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：159,959人※1
- 代替養育が必要な子ども数：498人※2
- 児童相談所数：2か所（中央児童相談所、中津児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：1,516件※3

➤ 児童養護施設及び乳児院の状況

- 児童養護施設：9か所、乳児院：1か所
- 児童養護施設等は生活単位の小規模化や地域分散化を進めてきた。平成30年度末時点で、4施設は本体施設の全てがユニット化されており、6施設が地域小規模児童養護施設又は分園型小規模グループケアを実施している。
- 各施設は里親レスパイト受入れや里親支援専門相談員の配置、児童家庭支援センターの運営、ショートステイ・トワイライトステイ受入れ等の在宅支援も積極的に実施。

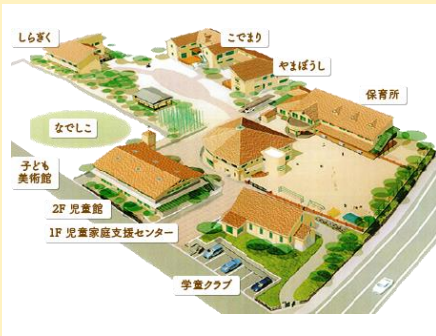
施策① 児童養護施設の小規模・地域分散化と乳児院のセンター化

背景

- 全国へ先駆けて平成14年度から里親委託を推進。県が施設と協働で里親委託を推進する過程で、ケア単位の小規模化は「安全かつ良いケアが提供できる」と児童養護施設が実感したことが影響しているだろう。
- 平成20年頃から耐震化等のため施設整備に対する有利な国の補助が受けられるようになり、施設の建替や改築が進む等、ケア単位の小規模化・個別化が進んだ。平成25年時点、大舎制施設は県内9か所中1か所のみだった。

取組

- 児童養護施設の改築等がさらに進行中。令和4年4月には大舎制施設がなくなり全ての児童養護施設が小規模グループケアもしくは地域小規模児童養護施設に移行する予定。
- 乳児院も令和4年度に改築予定で、「乳幼児総合支援センター」に名称変更する。4人のグループケアを3つ、3人のグループケアを1つ確保し、将来的には3つまで減らす予定。



施策② 施設の多機能化による地域支援の充実

取組
1

児童養護施設の多機能化（児童家庭支援センター×ショートステイ）

- 多機能化の主な内容は地域支援の充実であり、市町村からどれだけの事業を受託し、協働して進められるかに尽きる。例えば支援対象児童等見守り強化事業を県全域で進めるよう検討しているが、その受け皿になるのが児童養護施設である。
- ショートステイは保護者のニーズが高く、児童養護施設の力を発揮できる事業の一つだが、児童養護施設では入所児童の心情への影響や体制等の問題で受入れが難しい。今後4か所（既存1、新規3）の児童養護施設に一時保護専用施設が併設されるが、現状の制度ではこの専用施設でショートステイを受入れることはできない。これまでも子どもの預かり機能を持った児童家庭支援センターの設置を進めてきたが、令和3年度開設する2か所の児童家庭支援センターにも宿泊機能を設けることで、受入れができる仕組みとすることとしている。
- 家族療法事業では、在宅支援メニューとして地域の親子が通所して受ける家族療法を、児童養護施設でも受けられるよう、児童養護施設の心理職等の活用を検討している。
- 多機能化には、どの施設も理解を示している。児童養護施設がこれまで培ってきた子どもを預かり育てる機能は、地域の支援に生かせるものである。この機能強化を重点的に行うことについては、推進計画策定時から周知している。

取組
2

乳児院の多機能化

- 令和4年度、乳児院が乳幼児総合支援センターに移行した後、特別養子縁組を主としたフォスターリング業務を委託し、多胎児支援等の産後ケアを行う予定。

課題・今後の取組方針

- 推進計画策定時から、児童養護施設の高機能化とは何を指すのか、という疑問が現場から挙がっていた。児童心理治療施設や児童自立支援施設と、高機能化した児童養護施設との違いを明確にすることが難しい。

一時保護委託が可能な里親の力量形成、及びボトムアップでの子どもの権利擁護（相模原市）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（社会的養育推進の基本的方向性）
 ※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：102,645人※1
- 代替養育が必要な子ども数：232人※2
- 児童相談所数：1か所（相模原市児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：1,636件※3

一時保護所の特徴

- 一時保護所の定員：25名
- 一時保護期間の平均日数：35日（令和3年度12月末現在）
- 近年は定員超過となることが増えているため、令和2年度より社会福祉法人への委託で専用施設「オレンジ」（定員6名、幼児～小学3年生を対象）を開設。令和2年度は16名、令和3年度12月末現在（延べ人数）は15名が利用した。一時保護所でアセスメントをした上で、落ち着いて生活できる状況が確認された場合に委託を行っている。
- 児童相談所及び一時保護所間において、子どもの記録は児童相談システムで共有しているほか、一時保護所の生活においてすぐに必要な情報（外出の可否・エリア、アレルギーの有無、学校での学習状況、障がいや集団適応、内服・塗布薬／等）の共有には令和2年度よりフェイスシートの様式を活用している。また、健康調査票には感染症の情報等も記入する。

施策① 一時保護委託が可能な里親の力量形成

- 過去2年間で、低年齢の子どもを中心に里親への一時保護委託が増えた。令和元年度は28名、令和2年度は60名、令和3年12月末現在は57名を委託している。限られた期間のみでも一時保護委託を行っているため、人数が伸びている。
- 里親認定後の研修では、一時保護所での実習も行う。例えば一時保護所にいる子どもの背景、措置・委託や措置解除について説明し、一時保護の長期化や定員超過等についても理解を促している。令和3年度は一時保護委託が可能な里親が84世帯中16世帯となった。
- 基本的には理解のあるベテラン里親に依頼するが、委託経験がない里親に依頼することもある。その場合、里親担当が保健師と連携して頻回に訪問したり、頻りに連絡を取ったりして支援する。また、委託後に振り返りを行うことで里親に気づきを促している。

施策② 職員発案による子どもの権利擁護に関する取組

背景

- 平成27年に一時保護所で子どもへの不適切な対応があり、児童相談所全体で権利擁護を考える「子ども人権プロジェクト」が発足した。3年間実施し、その後権利擁護推進委員会の通称を「ひまわりの会」として児童相談所全体に委員を募り、取組を継続している。

目的

- 職員のボトムアップで取組を推進することにより、協力し合いながら子どもと向き合えるようになることや、良い取組を互いに認め合うことでモチベーションを高める空気感を醸成することが重要だと考えている。

取組

- 「ひまわりの会」は児童相談所職員全体による自発的な組織で、職員向けの研修を年数回行っている。中でも立場の違う職員が事例検討を通じてお互いの権利意識を話し合うことで、児童相談所及び一時保護所の多職種が参加するリフレーミングの機会となっている。
- 啓発活動として「ひまわり教室（子ども自身に権利があることを伝える取組）」を行っているほか、この取組がハード面・環境面の改善（洗面台に台を付けて子どもが使いやすくする、児童相談所内の壁紙を飾る等）にもつながっている。令和3年度は、職員同士の支え合いを目的に、「ピカリほっと（ヒヤリハットの反対の意）」として好事例をホワイトボードに書き込む新たな企画を実施している。
- 一時保護所職員の提案で、職員が子どもの個室での生活を体験したり、浴室を実際に使ってみたりするなど、子どもの気持ちを感じとるための工夫が自主的に行われるようになった。子どもを指導する立場ではなく、子どもの立場に立って考えることで、職員に気づきが生み出されている。



課題・今後の取組方針

- 社会資源が少なく一時保護が長期化する傾向にあるため、一時保護の受け入れ先を確保する必要がある。一時保護所の定員増加、一時保護の地域分散化を理想の姿としている。
- 専用施設の運営が可能な新たな法人については見通しが立っていない。施設の小規模化への対応が喫緊の課題となっており、専用施設の優先的な設置は難しい状況である。社会的養護に関する社会的資源全体の確保を含め、今後検討を行っていく予定である。

企業・団体と連携した自立支援の取組の制度化（岐阜県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（岐阜県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

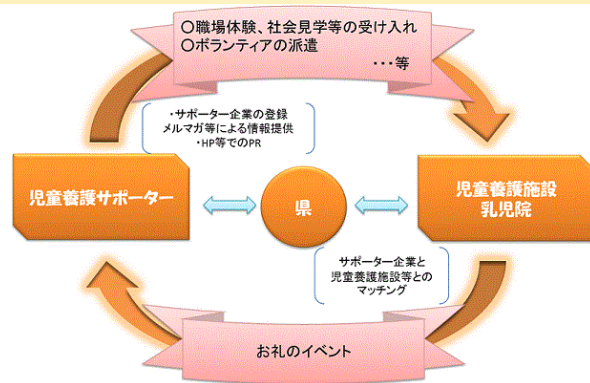
- 子ども数：302,882人※1
- 代替養育が必要な子ども数：636人※2
- 児童虐待相談対応件数：2,268件※3

社会的養護自立支援の推進概要

- 児童養護施設退所者への対応は、各児童養護施設に配置されているアフターケア担当職員と、各児童の担当職員が行っている。
- 自立支援担当職員を2か所の児童養護施設に、それ以外の2施設には職業指導員を配置。
- 継続支援計画については、社会的養護自立支援事業において居住費や生活費の支援をする場合に、各児童相談所等施設関係者と児童養護施設のアフターケア担当職員が協働して作成。
- 県の単独事業で退所者の自立支援の補助金を設けている。児童養護施設が退所者のアフターケアを実施した場合、年間30万円ほどを限度に職員の交通費等の経費を補助。
- 退所児童等アフターケア事業を社会福祉法人に委託しており、退所児童等に加えて、入所児童等の自立に向けた相談支援も実施している。

施策① 児童養護施設等サポーター制度（平成25年度～）

- ・ 児童養護施設をサポートする企業・団体のサポーター制度であり、推進計画策定以前の平成26年2月から実施。
- ・ 令和4年1月時点で94社・団体の登録があり、県内の企業が多い。
- ・ サポーター制度への登録の申し込みは、県ホームページや、児童養護施設、アフターケア事業を委託している社会福祉法人を通じて行われることが主である。



- ・ サポーター登録をした企業・団体には、2か月に1度メールマガジンを送付している。内容は児童養護施設の紹介やボランティア活動、寄付等各施設からの要望であり、県で取りまとめて配信している。
- ・ 退所児童の離職率が高いことが課題であるため、中学生以上の入所児童を対象として夏休みにサポーター企業において、インターンとして2日～1週間程度、職場体験を実施している。子どもに社会生活や退所後の生活のイメージを持ってもらうための取組である。

効果

- ・ インターンは県が主導し、年間約10社程度の実績がある。コロナ禍のため、令和2・3年度の実施は見送った。
- ・ 各児童養護施設ともにサポーター企業・団体から定期的な支援がある。

施策② ぎふ職親プロジェクト（平成30年度～）

- ・ 退所児童の就労上の課題のひとつである住居の確保方策として、就職先探しとセットで住居提供が行われるよう、企業・団体等によるネットワークを構築することを目的とした事業である。
- ・ アフターケア事業を委託している社会福祉法人の発案のもと、県が入って制度化をした。
- ・ 全56社の登録があり、業種は建設系が多い。これまでに16人の退所児童が12社の登録企業へ就職している。
- ・ 県の役割としては企業の登録と情報共有である。アフターケア事業を委託している社会福祉法人を中心に、児童の希望に沿って調整を行い、登録企業の受入に繋げている。
- ・ 県からぎふ職親プロジェクトの費用は支出していない。

課題・今後の取組方針

- ・ 支援コーディネーターは未配置。アフターケア事業を委託している社会福祉法人と共に、今後配置を検討していきたいと考えている。
- ・ 措置費における自立支援担当職員加算の活用を促進するため、措置費に上乗せできるよう県単独補助金の制度見直しを行った。これにより各児童養護施設のアフターケア担当職員を自立支援担当職員として再配置できるよう促し、各施設のアフターケアを手厚く支援していきたいと考えている。

職業指導員の関わりと継続支援計画の全数作成（大分県）

基礎情報

※1…令和6年度推計値 ※2…令和6年度推計値（大分県社会的養育推進計画）
 ※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：159,959人※1
- 代替養育が必要な子ども数：498人※2
- 児童相談所数：2か所（中央児童相談所、中津児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：1,516件※3

社会的養護自立支援の推進概要

- 児童養護施設や里親等のもとから自立する子ども等の自立後のケア（アフターケア）等を行うため、平成23年度に児童アフターケアセンターおおいたを開設。
- 平成25年度から県内9か所の児童養護施設に順次職業指導員を配置してきた（現在全施設に配置）。
- 平成30年度から児童アフターケアセンターおおいたに支援コーディネーターを配置。令和3年度は48人の子どもの継続支援計画を策定した。
- 支援コーディネーター・職業指導員・自立支援担当職員が自立支援に関わり、毎月の連絡会で情報共有を行っている。
- 職業指導員・自立支援担当職員は児童養護施設の措置費、支援コーディネーターは児童アフターケアセンターおおいたに児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金で配置している。

施策① 職業指導員による自立支援（平成23年度～）

背景

- ・ 児童養護施設の中での職業指導が職業指導員の一般的な業務だが、平成23年度に開設した児童アフターケアセンターおおいたと、各児童養護施設間の連携窓口が必要となり、その役割も任せている。
- ・ 子ども達の自立に向けたサポートや、自立後の若者から児童養護施設が相談を受けた際の対応が課題であったため自立支援担当職員の役割も担っている。

取組

- ・ 具体的な業務として、児童アフターケアセンターおおいたと連携したソーシャルスキルトレーニング（各児童養護施設での生活訓練等）の実施や、自立を見越した様々な職業経験の提供を行っている。さらに、県で実施の農福連携※4の場に子どもを参加させている。

※4…子どもや障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

- ・ ソーシャルスキルトレーニングは、継続支援計画とは別に職業指導員や自立支援担当職員が個々の子どもの今後の方向性と能力に応じて作成した支援計画に基づいて行っている。
- ・ 施設退所者の支援窓口の役割もあり、コロナ禍においては状況把握のため、施設退所後の若者に対して緊急アンケートを実施するとともに、電話による生活状況のヒアリングを行った。



施策② 全ての子どもに対する継続支援計画の作成（平成30年度～）

- ・ 支援コーディネーターの配置を開始した平成30年度から、当該年度に自立のため児童養護施設を離れる子どもは全員面会し、継続支援計画を作成している（里親委託児童は令和元年度から開始）。
- ・ 措置解除時点での子どもの記録を確実に残し、自立にあたっての給付金等を子どもが確実に受給できるようにするため、継続支援計画の全数作成を支援コーディネーター委託の条件としている。
- ・ 継続支援計画の全数作成のため、各年度の始めに措置解除予定の児童リストを児童相談所から児童アフターケアセンターおおいたに提供し、その後支援コーディネーターが児童相談所の児童福祉司や児童養護施設等と打ち合わせを行い、最終的に子ども本人も同席して計画を作成、というプロセスで作成する。

課題・今後の取組方針

- ・ 要保護・要支援児童に係る県と市町村の連携は児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を中心に行っている。退所後支援は、子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会での連携が望ましいが大分県では市町村子ども・若者支援協議会の設置は進んでいないことが課題である。児童養護施設退所後の若者に対する支援継続のため、市町村での設置促進が必要だと考えている。
- ・ 社会的養護自立支援の取組の評価と、児童養護施設退所者等によるニーズ把握を行うため、令和4年度に県独自の児童養護施設退所者等の実態調査を行う予定。

継続支援計画の全件作成と施設退所者ヒアリングの施策への反映（札幌市）

基礎情報

※1…令和2年度実績値 ※2…令和2年度推計値（第3次札幌市児童相談体制強化プラン）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：280,463人※1
- 代替養育が必要な子ども数：798人※2
- 児童相談所数：1か所（札幌市児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：2,562件※3

社会的養護自立支援の推進概要

- 平成29年度から社会的養護自立支援事業を実施。支援コーディネーターを確保し、令和元年度は37人の子どもの継続支援計画を策定した。
- 支援コーディネーター（専任1名）については乳児院を運営する社会福祉法人に業務委託を行っている。関わる児童数が多く市で対応することが難しいため外部委託を始めた。

施策① 全ての子どもに対する継続支援計画の作成（平成29年度～）

- 児童養護施設への措置や里親委託のケースなど、児童相談所で支援した子どもについては措置解除・委託解除のタイミングで原則全員を継続支援計画の作成対象としている。具体的な支援実施の要否は、関係者会議で担当の児童福祉司のみならず複数の支援者の視点で判断する。
- 支援コーディネーターは措置解除の3か月前から子どもや児童養護施設、里親等と面談する等して関係性を築きながら、継続支援計画の作成を開始する。
- 措置解除となる子どもは毎月2～3名おり、就職等の自立が決まっている場合も継続支援計画を作成するが、関係者会議で改めて必要性を協議し、必要がないと判断されれば支援は終了となる。ただし支援が必要な子どもの方が多く、その場合は支援のロードマップとして継続支援計画を作成し関係者で共有する。
- 関係者会議のコアメンバーは支援コーディネーター、児童相談所の児童福祉司・児童心理司、児童福祉施設、里親、教職員、就労関係の支援員等。子どもは関係者会議には同席せず支援コーディネーターが面談をするほか、児童養護施設の職員が子どものニーズを聞き取り情報共有を行う。こうした丁寧な配慮により、子どもの思いを汲んだ計画が立てられていると考えている。



効果

- 支援コーディネーターの存在は自立する子どもにとって、一緒に将来を考えるプロセスを経るだけでなく、相談先を増やす観点からも重要だと考えている。児童養護施設や里親は熱量をもって子どもの将来を考えてくれているが、特に施設職員は複数の子どもに関わっているため、子どもの将来のことを専門に考える大人の存在が必要である。

施策② 児童養護施設退所者へのヒアリング（令和元年度～）

- 各施設等に退所者の紹介を依頼し、児童相談所の法務担当課長（弁護士）がヒアリングを行う取組。児童相談所の業務の一貫として実施し、ヒアリング結果は児童福祉施策への反映、一時保護所のルール変更等の検討材料としている。
- ヒアリング内容は、一時保護所での生活、児童養護施設や里親に措置されたときの状況、自立支援事業に必要なメニュー等。児童相談所が関わり始めてから自立するまで（例えば一時保護、児童養護施設措置、自立支援事業、自立等）の各段階についても聞いている。

効果

- 令和2年度は3人の退所者から話を聞き、令和3年度は10人程度に増やす予定。12月頃から2月にかけてヒアリングし、3月にとりまとめ、4月に児童福祉審議会に結果を報告する。
- 令和2年に実施したヒアリングでは自立に向けた不安が多く挙げられ、「退所してすぐに1人暮らしするというのは不安が大きい」という声があった。なお令和3年度から、一定期間一人暮らしを体験することで自立への不安を軽減することができる自立後生活体験事業を創設し、今後活用していく。

課題・今後の取組方針

- 現在の仕組みでは業務委託先の状況の変化や入札結果等で支援コーディネーターの担い手が変わる可能性があるが、支援の継続性の観点から支援コーディネーターをはじめ自立支援に携わる「人」「場所」が子どもと繋がり続ける方法を考えなければならない。
- 継続支援計画の作成件数が増えている。現在の支援コーディネーターの国の補助基準額は児童相談所あたり1名と決まっているが、令和7年度に第二児童相談所が開設予定であるため、子どもと繋がり続ける「人」「場所」と合わせて支援コーディネーターの増員も今後の検討課題。

事例 18

⑩児童相談所の強化等に向けた取組

キャリア形成支援や体系的研修を通じた体制強化と専門性の向上（静岡県）

基礎情報

※1…令和2年度推計値 ※2…令和2年度推計値（静岡県社会的養育推進計画）
※3…令和2年度（令和2年度福祉行政報告例）

- 子ども数：540,384人※1
- 代替養育が必要な子ども数：416人※2
- 児童相談所数：5か所（中央児童相談所、賀茂児童相談所、東部児童相談所、富士児童相談所、西部児童相談所）
- 児童虐待相談対応件数：2,398件※3

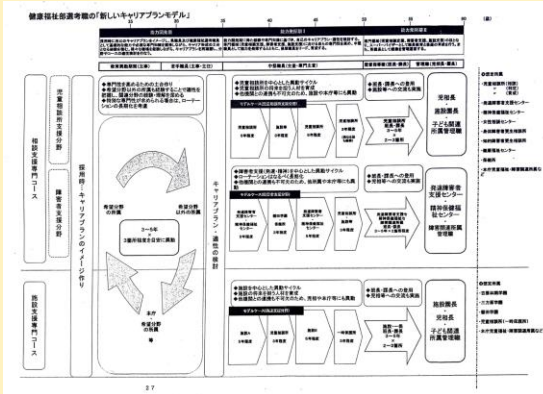
児童相談所の体制

- 児童福祉司：58名、児童心理司：23名（令和2年度）
- 児童相談所では班体制を組んでおり、班長がSVを行う体制としている。
- 児童福祉法改正により、介入と支援の機能分化が明確に位置付けられたことを踏まえ、各児童相談所で介入型支援を行う班を増員する方針。3か所の児童相談所で危機対応介入班を設置している。警察OBも数名採用し、警察との連携を深めている。

施策① 職員のキャリア形成支援

- 平成30年に「静岡県健康福祉部選考職の専門性向上のためのキャリアプラン」を策定。これは県の全職員を対象とした「キャリア・ディベロップメント・プログラム」を福祉職・心理職に適用させたものである。
- 複数の現場経験の必要性や身につけたい専門性の希望等、職員がキャリア形成を検討できるよう、経験年数（教育異動期間～管理職）とキャリアの方向性を描いた見取り図「新しいキャリアプランモデル」を掲載。各種研修もこれを指針として受講検討を行う。
- 専門職ほど職員の担当したい業務範囲が絞られていることが多いが、異動があるためキャリアの早期から進路を狭めるのは難しい。職員の採用時に、前述のキャリア・ディベロップメント・プログラムやキャリアプランを用いて丁寧に伝える必要があると考えている。

【新しいキャリアプランモデル】



施策② 入職時からの研修の体系化・見える化

- 児童福祉司や児童心理司等、専門職のための研修予算を年間860万円確保している。
- 個人のスキルアップにつながる専門研修と、法定研修を含めた基礎的な研修を実施。「研修の手引き」に沿って、専門研修の希望調査票に受講歴と職歴を記入することで、キャリアの現在地を把握し、受けるべき研修を検討できる仕組み。
- 職員の専門性を高めつつもバランスの取れた育成が必要。例えば心理職が児童福祉司を担当する等、異なる立場で経験を積む方法もある。多様なアプローチ手法を修得できるよう研修を実施している。
- 虐待臨床については通常のケースワークとは異なる部分も多いため、法定研修に加えて面接スキル研修を実施。入職初期に必要な知識とスキルを修得できるよう配慮している。

施策③ 新卒職員のリクルート活動（令和2年度～）

- 虐待事案の増加と重篤化で福祉職・心理職の確保が必要となり、国の人材確保事業でリクルートを推進。
- 首都圏やOB/OGがいる大学に直接訪問し、県や児童相談所の業務を紹介したいと考えていたが、コロナのためオンライン形式に変更。児童相談所や児童養護施設、乳児院等の仕事を紹介する説明会を3回実施し、学生からの質問も受け、具体的なイメージを伝えた。また、県及び民間の各施設について紹介動画を作成しウェブに掲載している。



効果

- リクルートの取組を通じて、志願者数が多少増加したように思う。
- 一時保護を積極的に行っており、また職員増加により取得できる情報も増えているため、担当ケース数だけでは評価が難しい。しかしながら、虐待対応件数は増える中でも、一連の体制整備の取組によって1人あたりの担当ケース数は減少していると思われる。

課題・今後の取組方針

- 今後は市町村支援児童福祉司の増員にも注力したい。業務を市町村と分担することで、児童相談所の負担軽減にもつながると考えている。
- リクルートの取組を令和4年度以降も続けていきたい。コロナの状況が改善すれば、大学に直接訪問する機会を得たいと考えている。